

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号			担当課	観光振興課
法令名	通訳案内士法	根拠条項	25、26	不利益処 分の種類	登録の抹消	

○通訳案内士法
(登録の抹消)

第二十五条 都道府県知事は、全国通訳案内士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- 一 第四条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 偽りその他不正の手段により全国通訳案内士の登録を受けたことが判明したとき。

2 都道府県知事は、全国通訳案内士が第二十一条第一項に規定する国土交通省令で定める者に該当するに至った場合には、その登録を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、全国通訳案内士が第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は期間を定めて全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ずることができる。

第二十六条 都道府県知事は、全国通訳案内士の登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

(登録の拒否)

第二十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請をした者が全国通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により全国通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めたときは、その登録を拒否しなければならない。

2 都道府県知事は、申請者が前項に規定する国土交通省令で定める者に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、当該都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

○通訳案内士法施行規則
(法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者)

第十七条 法第二十一条の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く）とする。